

いんふおめ。

「ご存じですか？」 国民年金の各種制度

年金

市民課年金係
☎(24) 0267

本庁舎
1階2番

●年金保険料の免除制度と若年者納付猶予制度

国民年金には、申請すること
で、保険料の納付が全額または
一部免除される「全額免除制度
(①)」「一部免除制度(②)」
があります。

また、20歳代の方には、申請す
ることで、保険料の納付を10年以
内の後払いにできる「若年者納付
猶予制度(③)」があります。

【免除と猶予の内容】

平成24年度の国民年金定額保険
料は月額14,980円です。

※免除内容は、下の表のとおり。

※一部免除の承認を受けた方が
納付すべき保険料を納付しな
かったときは、その期間の一部
免除が無効となります。そのた
め、将来の老齢基礎年金の額に
反映されなかつたり、障がいや
死亡などの不慮の事態が生じた
ときに年金の受け取りができな
くなつたりすることがあります。

【対象】

①全額免除と②一部免除は、つ

ぎのいずれかに該当する方
▼本人、配偶者、世帯主それぞ
れの前年所得が一定額以下の方

種 類	免除区分	納付すべき 保険料 (24年度月額)	老齢基礎年金		障害年金 遺族年金 請求時	保険料 後払い (追納)	審査の 対象
			請求時	計 算			
① 全額免除	全額免除	0円	資 格 期 間 に 入 り ま す	2分の1 が算入	納 付 期 間 同 じ に な り ま す	10年以 内であれば 払いでき ます	本人 者 主 配 偶 者 世 帯 主
② 一部免除	4分の3免除(4分の1納付)	3,750円		8分の5 が算入			
	半額免除(半額納付)	7,490円		4分の3 が算入			
	4分の1免除(4分の3納付)	11,240円		8分の7 が算入			
③ 若年者納付猶予	納付猶予	0円		算入され ません			本人 配 偶 者

▼失業や災害などで保険料の納
付が困難な方

③若年者納付猶予は、20歳代
の方でつぎのいずれかに該当する方
▼本人、配偶者それぞれの前年
所得が一定額以下の方

▼失業や災害などで保険料の納
付が困難な方

【免除(猶予)の期間】平成24年
7月分～平成25年6月分の保険料

【申請に必要なもの】年金手帳(基
礎年金番号通知書)、印鑑

※平成24年1月1日現在の住所
が市外の方は、平成23年分の所
得証明書類が必要です。

※失業を理由とする方は、離職
日が平成23年3月31日以降の雇
用保険被保険者離職票か雇用保
険受給資格者証が必要です。

※学生の方は「学生納付特例制
度」をご利用ください。

●特別障害給付金制度

【対象】国民年金に任意加入しな
かった期間中に「障がいの原因
となる傷病で初めて診療した日」
があり、現在、障害基礎年金1・
2級相当の障がい状態にある方
で、つぎのいずれかに該当する方
▼平成3年3月31日以前に任意
加入しなかった学生(定時制・
夜間部・通信制を除く)

▼昭和61年3月31日以前に任意
加入しなかった会社員、公務員
などの妻または夫

【支給額】

障害等級1級 月額49,500円
障害等級2級 月額39,600円
【支給開始時期】請求のあつた月
の翌月分から支給

※支給額は、年金受給の有無や
所得の状況により制限されるこ
とがあります。

人権困りごと相談

相談
市民生活課
市民生活係
☎(24) 0183

本庁舎
3階35番

【内容】人権擁護委員による婚姻
や相続、金銭トラブル、雇用な
ど、人権にかかわる問題の相談
※相談は無料で受け付けます。

【とき】9月29日(土) 13時～16時

【ところ】総合福祉センター307号

【人権擁護委員】

- ・高橋悦子(北光) ☎(22) 1332
- ・高田幸子(末広) ☎(27) 3633
- ・守田勝榮(北栄) ☎(22) 1084
- ・渡邊恵子(清水町) ☎(24) 0494
- ・村井政孝(北斗) ☎(42) 0778
- ・中島巖(自由ヶ丘) ☎(23) 2166
- ・斉藤和子(桂木) ☎(26) 0620